

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年8月24日 21時40分ごろ
発生場所	香川県直島町直島南西岸沖 宮浦港沖2号防波堤北灯台から真方位138° 1,426m付近 (概位 北緯34° 26.8' 東経133° 58.9')
事故の概要	引船第一盛運丸は、はしけM3と引船列を構成して北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年9月5日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第一盛運丸、19トン 273-11076香川、有限会社大野海運（A社） B はしけ M3、約636トン（全長42m） なし、A社
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型・特定
負傷者	A 軽傷 1人（船長）
損傷	A 船首部船底に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長が1人で乗り組み、作業員1人を乗せ、スクラップ約500tを積載したB船を長さ約60mのえい航索でえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、兵庫県姫路港に向けて香川県坂出市坂出港を出港した。 本船は、船長が船橋後部に設置された台の上に腰を掛けて船橋当直に当たり、香川県坂出市乃生岬西方沖において、次の変針予定場所である香川県高松市小槌島北西方沖に向け、自動操舵により約5ノットの対地速力で北東進していた。 船長は、眠気を感じていたが、変針予定場所が近いので、居眠りすることはないと思い、同じ姿勢で当直を続けていたところ、いつしか居眠りに陥った。 A船引船列は、小槌島北西方沖の変針予定場所を通過して航行を続け、直島南西岸沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、乗揚の衝撃で後部の壁に頭部が当たり切創を負った。 本船には、設定した時間に達すると警報が鳴って居眠りを防止する装置が設置されていたが、船長が出港時に電源を入れ忘れ、作動していなかった。

<p>分析</p>	<p>A船引船列は、自動操舵で北東進中、船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、直島南西岸沖の浅所に向けて航行を続けたことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、変針予定場所が近いので、居眠りすることはないと思い、台の上に腰を掛けて船橋当直に当たって航行を続けていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船引船列が自動操舵により北東進中、船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過し、直島南西岸沖の浅所に向けて航行を続けたため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、本船を2人乗組みで運航することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、当直中に眠気を感じたときは、定期的に立ち上がって体を動かすなどして、居眠り運航を防止する措置を採ること。 ・ 船橋航海当直警報装置を設置している船舶の船長は、航行中、同装置を常時作動させておくこと。